

文京区内中小企業事業主の皆さまへ！

障害者の職業体験の 受入れをしてみませんか？



障害者雇用を
考えているが、
どうしたらいい
かわからない

どんな仕事を
お願いできるの？

受け入れる
ときは
どんなことが
必要？

- 必要な配慮についてもご相談ください
- 体験中のサポートも行います
- いっしょに考えましょう

文京区中小企業等 障害者職業体験受入れ助成事業 受入れ先企業の申し込みを募集中！

この事業は事業主の障害者雇用を支援するものです。障害者が職業体験する場を提供していただき、障害者雇用に向けた前準備や、社会貢献の機会となることを目的としています。

職業体験受入れ奨励金

- ・1日2時間以上4時間未満 ……1日につき **2,000円** の助成
- ・1日4時間以上 ……1日につき **4,000円** の助成

- ※ 事業主の賃金負担等はありません。
(上記金額の助成及び障害者の方への保険加入・訓練手当の支給は文京区が行います。)
- ※ 「職業体験受入れ」とは、いわゆるインターンシップ(実習生受入れ)と同様で、雇用関係にあるものではありません。

雇用促進奨励金

職業体験受入れを経て、正式に雇用した場合……**10万円**を助成

障害のある方ができる仕事の切り出し・
マッチングや、必要な配慮についての相談、
雇用後の定着支援など、お手伝いします！

【問合せ先】
文京区障害者就労支援センター
TEL : 03-5805-1600 / FAX : 03-5805-1601

文京区中小企業等障害者職業体験受入れ助成事業

実施の流れ

① お問い合わせ

② 業務内容や日数の相談

③ 体験を希望する障害者とのマッチング

④ 事前顔合わせ・調整・実施準備

⑤ 職業体験実施

⑥ 終了後「職業体験受入れ奨励金」申請

体験のみで
終了

公共職業安定所で
雇用の相談

雇用契約

⑦ 雇用開始 3ヶ月後
「雇用促進奨励金」申請

障害者が行っている仕事(例)

様々な職場事例をもとにアドバイスいたします！



企業等

- ・文書シュレッダー
- ・リサイクル品分別
- ・コピー用紙補充
- ・入力業務
- ・書類のPDF化
- ・ファイリング
- ・伝票整理
- ・軽作業



店舗

- ・食器洗浄
- ・商品陳列
- ・店内清掃
- ・袋詰め
- ・チラシ配り
- ・開店前準備
- ・軽作業

助成にあたっての事業主の要件

職業体験受入れ奨励金

(1日当たり2時間以上職業体験受入れ実施の場合)

- ・文京区内に就業場所がある中小企業等、もしくは申請を行う日において障害者を雇用していない区内事業所等。
- ・雇用保険に加入している。
- ・職業体験受入れ実施前に文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の届出を行っている。

雇用促進奨励金

(体験を経て正式採用した場合)

- ・職業体験受入れを経て同一の障害者を継続的に雇用。
- ・3ヶ月以上雇用継続している。
- ・公共職業安定所を経由して雇用した。

文京区障害者就労支援センター

問合せ先

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター1F

TEL:03-5805-1600 / FAX:03-5805-1601

障害者職業体験受入れ… お申込希望 ・ ご相談希望 (どちらかに○をおつけください)
(※このままFAX送信していただいても構いません)

事業所名	
担当部署・担当者名	
連絡先	

詳しくは区ホームページをご確認ください



(区HP)